[▶]厚生勞働省 **宮崎労働局**

Press Release

報道関係者 各位

令和6年12月20日

【照会先】

宮崎労働局

職業安定部 職業対策課

課長 橋本 智晴 課長補佐 滿木 節子 高齢者対策担当官 柳田 亮二

(電話) 0985-38-8824

令和6年「高年齢者雇用状況等報告」(宮崎県分)集計結果

【70歳までの高年齢者就業確保措置実施企業の割合35.3% 前年より0.8ポイント増加】

宮崎労働局(局長:坂根 登)では、このほど宮崎県内における 65 歳までの「高年齢者雇用確保措置」、及び 70 歳までの「高年齢者就業確保措置」(2ページ 注)を参照)の実施状況などを集計した、令和6年「高年齢者雇用状況等報告」(令和6年6月1日現在)を取りまとめましたので、公表します。

今回の集計結果は、従業員 21 人以上の企業 2,240 社からの報告に基づき、このような高年齢者の雇用等に関する措置について、令和6年6月1日時点での企業における実施状況等をまとめたものです。

【集計結果の主なポイント】 ※以下、(%) は集計項目のうち、全体に占める割合 ※以下、[] は対前年差

I 65歳までの高年齢者雇用確保措置の実施状況

(7ページ表1、8ページ表3-1)

65歳までの高年齢者雇用確保措置を実施済みの企業は**2,239社(99.9%)**[変動なし]

- ・中小企業では99.9% [変動なし]、大企業では100.0% [変動なし]
- ・高年齢者雇用確保措置の措置内容別の内訳は、 「継続雇用制度の導入」により実施している企業が1,387社(61.9%)[2.5ポイント減少]、 「定年の引上げ」により実施している企業は766社(34.2%)[2.3ポイント増加]

Ⅱ 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況 (9ページ表4-1)

70 歳までの高年齢者就業確保措置を実施済みの企業は 790 社 (35.3%) [0.8 ポイント増加]

- ・中小企業では758社 (35.2%) [0.7ポイント増加]
- ・大企業では32社(36.8%)[2.8ポイント増加]

Ⅲ 企業における定年制の状況(10ページ表5)

65歳以上定年企業(定年制の廃止企業を含む)は852社(38.0%)[2.5ポイント増加]

- ※ この集計では、従業員21人~300人規模を「中小企業」、301人以上規模を「大企業」としています。
- ※ <集計対象>常時雇用する労働者が21人以上の企業2,240社

【内訳】 中小企業(21~300人規模): 2.153社

・中小企業のうち21~30人規模:618社

・中小企業のうち31~300人規模:1、535社

大企業(301人以上規模):87社

※ 詳細は、3ページ以降をご参照ください。

注)【高年齢者雇用状況等報告について】

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(以下「高齢法」といいます。)では、高年齢者が年齢に関わりなく働き続けることができる「生涯現役社会の実現」を目指して、企業に「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」(高年齢者雇用確保措置)のいずれかの措置を、65歳まで講じるよう義務付けています。

さらに、令和3年4月1日からは、70歳までを対象として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」という雇用による措置や、「業務委託契約を締結する制度の導入」、「社会貢献事業に従事できる制度の導入」(高年齢者就業確保措置)という雇用以外の措置のいずれかの措置を講じるよう努めることを義務付けています。

【労働局のコメント】

宮崎県では、高齢法に基づく 65 歳までの高年齢者雇用確保措置は、ほぼ全ての集計対象企業で講じられています。

さらに、高齢法に基づく70歳までの高年齢者就業確保措置実施企業は35.3%(全国割合31.9%) と、総じて全国的な割合を上回っており、生涯現役社会の実現に向け着実に前進しています。

なお、宮崎労働局、県内ハローワークでは、令和3年4月1日より高齢法の一部改正(70歳までの就業機会の確保措置を講ずる努力義務が新設)が施行されていることを踏まえ、高年齢者就業確保措置を導入する企業の更なる拡大を目指す取組など、今後とも生涯現役で働くことのできる社会の実現のための施策を推進いたします。

また、義務となっている65歳までの高年齢者雇用確保措置を実施していない企業に対しては、宮崎労働局、各ハローワークによる計画的かつ重点的な個別指導を実施してまいります。

1 65歳までの高年齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 65歳までの高年齢者雇用確保措置の実施状況 (7ページ表1)

高年齢者雇用確保措置(以下「雇用確保措置」^{注1}という。)を実施済みの企業(2,239社)は、報告した企業全体の99.9%[変動なし]で、中小企業では99.9%^{注2}[変動なし]、 大企業では100.0%[変更なし]であった。

注1 雇用確保措置

高年齢者雇用安定法第9条第1項に基づき、定年を65歳未満に定めている事業主は、雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、以下のいずれかの措置を講じなければならない。

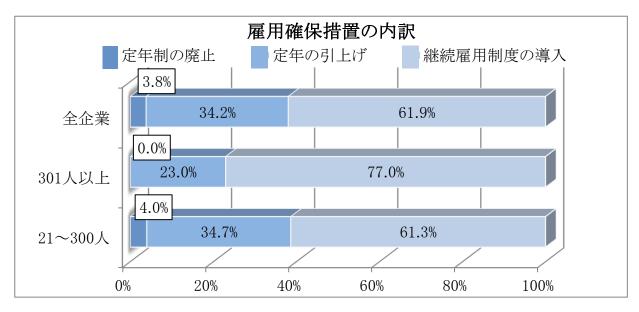
- ① 定年制の廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度の導入※
- ※ 継続雇用制度とは、現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も 引き続いて雇用する制度をいう。平成24年度の法改正により、平成25年度以降、制度の適用者は 原則として「希望者全員」となった。平成24年度までに労使協定により継続雇用制度の対象者を 限定する基準を定めていた場合、令和7年3月31日までは基準を適用可能(経過措置)。基準を 適用できる年齢について、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢以上となるよう、段階的 に引き上げており、令和4年4月1日から令和7年3月31日における基準を適用できる年齢は64 歳である。

注2 本集計に係る留意点

本集計は原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、それにより0%となる数値については小数点第2位以下を切り上げ、100%となる数値については、小数点第2位以下を切り捨てとしている数値がある。

(2) 雇用確保措置を実施済みの企業の内訳 (8ページ表3-1)

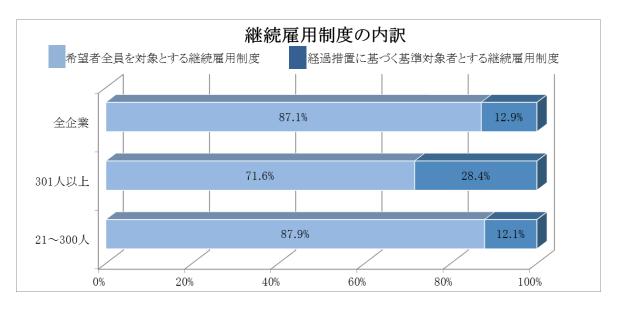
雇用確保措置を実施済みの企業 (2,239社) について、雇用確保措置の措置内容別に見ると、定年制の廃止 (86社) は3.8% [0.1ポイント増加]、定年の引上げ (766社) は34.2% [2.3ポイント増加]、継続雇用制度の導入 (1,387社) は61.9% [2.5ポイント減少] であった。



(3) 継続雇用制度の導入により雇用確保措置を講じている企業の状況(8ページ表3-2)

継続雇用制度の導入により雇用確保措置を講じている企業(1,387社)を対象に、継続雇用制度の内容を見ると、希望者全員を対象とする継続雇用制度を導入している企業は87.1% [0.6ポイント増加]で、中小企業では87.9% [0.7ポイント増加]、大企業では71.6% [1.5ポイント減少]であった。

一方、経過措置に基づき、対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業(経過措置適用企業)は、企業規模計では12.9% [0.6ポイント減少]であったが、大企

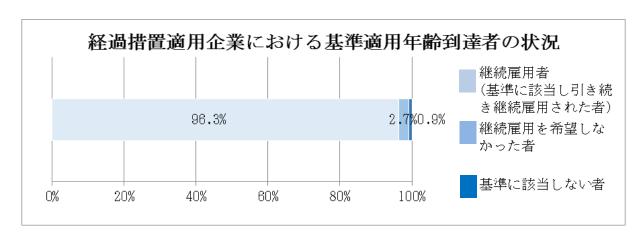


(参考) 経過措置適用企業における基準適用年齢到達者の状況^{注3} (10ページ表6)

上記1(1)の注1に記載する経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において、過去1年間(令和5年6月1日から令和6年5月31日)に、基準を適用できる年齢(64歳)に到達した者(219人)のうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は96.3%[1.2ポイント増加]、継続雇用の更新を希望しなかった者は2.7%[2.2ポイント減少]、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は0.9%[0.9ポイント増加]であった。

注3 本集計に係る留意点

本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の積み上げが100%とはならない。



2 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況 (9ページ表4-1)

(1) 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況

高年齢者就業確保措置(以下「就業確保措置」^{注5}という。)を実施済みの企業(790社)は、報告した企業全体の35.3% [0.8ポイント増加]で、中小企業では35.2% [0.7ポイント増加]、大企業では36.8% [2.8ポイント増加]であった。

(2) 就業確保措置を実施済みの企業の内訳

就業確保措置を実施済みの企業 (790社) について措置内容別に見ると、報告した企業全体のうち、定年制の廃止 (86社) は3.8% [0.1ポイント増加]、定年の引上げ (71

社) は3.2% [0.5ポイント増加]、継続雇用制度の導入(633社)は28.3% [0.2ポイント増加]、創業支援等措置^{注6}の導入(0社)は0.0%「変動なし」であった。

注4 本集計に係る留意点

本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の積み上げが就業確保措置実施済み企業の割合に一致しない場合がある。

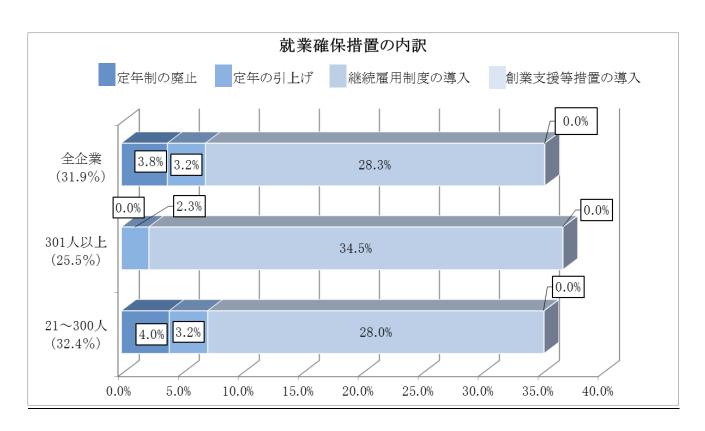
注5 就業確保措置

高年齢者雇用安定法第10条の2に基づき、定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主または65歳までの継続雇用制度(70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。)を導入している事業主は、その雇用する高年齢者について、次に掲げるいずれかの措置を講ずることにより、65歳から70歳までの就業を確保するよう努めなければならない。

①定年制の廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度の導入、④業務委託契約を締結する制度の導入、⑤ 社会貢献事業に従事できる制度の導入(事業主が自ら実施する社会貢献事業または事業主が委託、出資 (資金提供)等する団体が行う社会貢献事業)

注 6 創業支援等措置

注5の就業確保に係る措置のうち、④業務委託契約を締結する制度の導入及び⑤社会貢献事業に従事できる制度の導入という雇用以外の措置を創業支援等措置という。



3 企業における定年制の状況 (10ページ表5)

報告した企業における定年制の状況について、定年年齢別に見ると次のとおりであった。

- 定年制を廃止している企業(86社)は3.8%[0.1ポイント増加]
- 定年を60歳とする企業(1,335社)は59.6%「2.4ポイント減少」
- 定年を61~64歳とする企業(53社)は2.4%[変動なし]
- 定年を65歳とする企業(640社)は28.6%「2.0ポイント増加]
- 定年を66~69歳とする企業(55社)は2.5%[[0.1ポイント減少]
- · 定年を70歳以上とする企業(71社)は3.2% [0.5ポイント増加]

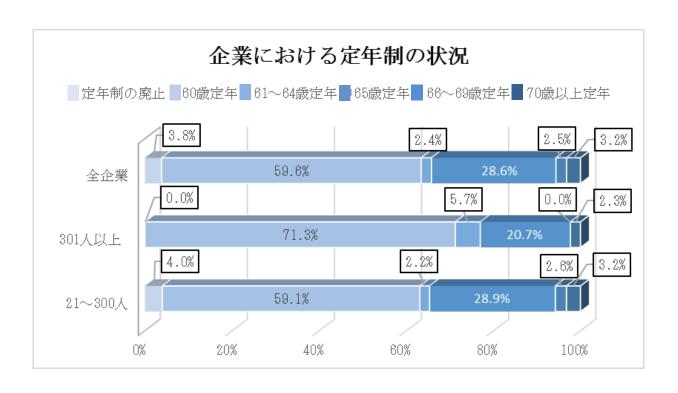


表1 雇用確保措置の実施状況

(社、%)

	①実施	済み	②未	実施	合計((1)+(2)
21人以上	2,239	(2,226)	1	(2)	2,240	(2,228)
総計	99.9%	(99.9%)	0.1%	(0.1%)	100.0%	(100.0%)
31人以上	1,622	(1,594)	0	(0)	1,622	(1,594)
総計	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	100.0%	(100.0%)
21~300人	2,152	(2,129)	1	(2)	2,153	(2,131)
21~300人	99.9%	(99.9%)	0.1%	(0.1%)	100.0%	(100.0%)
21~30人	617	(632)	1	(2)	618	(634)
21~30	99.8%	(99.7%)	0.2%	(0.3%)	100.0%	(100.0%)
31~300人	1,535	(1,497)	0	(0)	1,535	(1,497)
31~300	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	87	(97)	0	(0)	87	(97)
301人以上	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	100.0%	(100.0%)

^{※()}内は、令和5年6月1日現在の数値。

表2 雇用確保措置の規模別・産業別実施状況

(%)

		(î	実施済	企業割	<u>수</u>	Ø	未宝施	企業割る	(%)
	合 計		.9%	(99			<u>シートラール</u> 1%	正未 的。	
	21~30人		.8%	<u> </u>	.7%)	0.2%		(0.3	
	31~50人		0.0%	(100.0%)		0.0%		(0.0%)	
規	51~100人		0.0%	(100			0% 0%	(0.0	-
規 模 別	101~300人).0%	(100	•		0% 0%	(0.0	
	301~500人).0%		0.0%)		0% 0%	(0.0	
	501~1,000人).0%	(100			0% 0%	(0.0	
	1,001人以上).0%).0%	(100	,		0% 0%	(0.0	
	1,001八级工		以上	31人		21人		31人	•
	合 計	99.9%	(99.9%)	100.0%	(100.0%)	0.1%	(0.1%)	0.0%	(0.0%)
	農、林、漁業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.1%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	<u>人。</u> 鉱業、採石業、砂利採取業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	建設業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
		100.0%	(99.7%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.3%)	0.0%	(0.0%)
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	情報通信業			100.0%	(100.0%)		(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	運輸、郵便業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
産	型票		(100.0%)			0.0%	, ,		
産 業 別		100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
別	金融業、保険業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	不動産業、物品賃貸業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	学術研究、専門・技術サービス業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	宿泊業、飲食サービス業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	生活関連サービス業、娯楽業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	教育、学習支援業	100.0%	(99.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(1.0%)	0.0%	(0.0%)
	医療、福祉	99.8%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.2%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	複合サービス事業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	サービス業(他に分類されないもの)	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	その他	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)

^{※()}内は、令和5年6月1日現在の数値。

[※] 本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、本表の①について、小数点第2位以下を四捨五入することで100%となる場合は、小数点第2位以下を切り捨てとし、②について、小数点第2位以下を四捨五入することで0%となる場合は、小数点第2位以下を切り上げとしている。

[※] 本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、本表の①について、小数点第2位以下を四捨五入することで100%となる場合は、小数点第2位以下を切り捨てとし、②について、小数点第2位以下を四捨五入することで0%となる場合は、小数点第2位以下を切り上げとしている。

表3-1 雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳

(社、%)

	①定年制	の廃止	②定年の	引上げ	③継続雇用制	制度の導入	合計(①+	2+3)
21人以上総計	86	(82)	766	(710)	1,387	(1,434)	2,239	(2,226)
21人以上形引	3.8%	(3.7%)	34.2%	(31.9%)	61.9%	(64.4%)	100.0%	(100.0%)
31人以上総計	52	(51)	537	(483)	1,033	(1,060)	1,622	(1,594)
31人以工秘引	3.2%	(3.2%)	33.1%	(30.3%)	63.7%	(66.5%)	100.0%	(100.0%)
21~300人	86	(82)	746	(691)	1,320	(1,356)	2,152	(2,129)
21~300人	4.0%	(3.9%)	34.7%	(32.5%)	61.3%	(63.7%)	100.0%	(100.0%)
21~30人	34	(31)	229	(227)	354	(374)	617	(632)
21~30人	5.5%	(4.9%)	37.1%	(35.9%)	57.4%	(59.2%)	100.0%	(100.0%)
31~300人	52	(51)	517	(464)	966	(982)	1,535	(1,497)
31~300人	3.4%	(3.4%)	33.7%	(31.0%)	62.9%	(65.6%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	0	(0)	20	(19)	67	(78)	87	(97)
301人以上	0.0%	(0.0%)	23.0%	(19.6%)	77.0%	(80.4%)	100.0%	(100.0%)

- ※()内は、令和5年6月1日現在の数値。
- ※「合計」は、表1の「①実施済み」に対応している。
- ※「②定年の引上げ」は、定年年齢を65歳以上としている企業を、「③継続雇用制度の導入」は、定年年齢は65歳未満だが継続雇用制度の上限年齢を65歳以上としている企業を、それぞれ計上している。
- ※ 本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の積み上げが100%とはならない場合がある。

表3-2 継続雇用制度の内訳

(社、%)

	1		2				
	希望者全員を	対象とする	経過措置に基っ	づく基準対象	合計(①+②)		
	継続雇用]制度	者とする継続	売雇用制度			
21人以上総計	1,208	(1,240)	179	(194)	1,387	(1,434)	
21人以上福司	87.1%	(86.5%)	12.9%	(13.5%)	100.0%	(100.0%)	
31人以上総計	875	(887)	158	(173)	1,033	(1,060)	
31人以上秘刊	84.7%	(83.7%)	15.3%	(16.3%)	100.0%	(100.0%)	
21~300人	1,160	(1,183)	160	(173)	1,320	(1,356)	
21~300人	87.9%	(87.2%)	12.1%	(12.8%)	100.0%	(100.0%)	
21~30人	333	(353)	21	(21)	354	(374)	
21~30人	94.1%	(94.4%)	5.9%	(5.6%)	100.0%	(100.0%)	
21 ~. 200 l	827	(830)	139	(152)	966	(982)	
31~300人	85.6%	(84.5%)	14.4%	(15.5%)	100.0%	(100.0%)	
201 L PL L	48	(57)	19	(21)	67	(78)	
301人以上	71.6%	(73.1%)	28.4%	(26.9%)	100.0%	(100.0%)	

- ※()内は、令和5年6月1日現在の数値。
- ※「合計」は、表3-1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

表3-3 雇用確保措置における継続雇用先の内訳

(社、%)

							自	社以外	の継続層	用先が	(ある企う	集						
	自社のみ		② 自社、子会社 等		·会社自社、関連		④ 自社、子会社 等、関連会社 等		⑤ 子会社等		⑥ 子会社等、 関連会社等		関連会社等		小計 (②~⑦)		合i (①~	計 ·⑦)
21人以上	1,341	(1,385)	19	(26)	12	(8)	10	(10)	3	(3)	1	(1)	1	(1)	46	(49)	1,387	(1,434)
総計	96.7%	(96.6%)	1.4%	(1.8%)	0.9%	(0.6%)	0.7%	(0.7%)	0.2%	(0.2%)	0.1%	(0.1%)	0.1%	(0.1%)	3.3%	(3.4%)	100.0%	(100.0%)
31人以上	993	(1,016)	14	(23)	11	(7)	10	(9)	3	(3)	1	(1)	1	(1)	40	(44)	1,033	(1,060)
総計	96.1%	(95.8%)	1.4%	(2.2%)	1.1%	(0.7%)	1.0%	(0.8%)	0.3%	(0.3%)	0.1%	(0.1%)	0.1%	(0.1%)	3.9%	(4.2%)	100.0%	(100.0%)
21~300人	1,284	(1,320)	16	(19)	10	(7)	6	(6)	3	(3)	1	(1)	0	(0)	36	(36)	1,320	(1,356)
2119300人	97.3%	(97.3%)	1.2%	(1.4%)	0.8%	(0.5%)	0.5%	(0.4%)	0.2%	(0.2%)	0.1%	(0.1%)	0.0%	(0.0%)	2.7%	(2.7%)	100.0%	(100.0%)
21~30人	348	(369)	5	(3)	1	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	6	(5)	354	(374)
21.030	98.3%	(98.7%)	1.4%	(0.8%)	0.3%	(0.3%)	0.0%	(0.3%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)	1.7%	(1.3%)	100.0%	(100.0%)
31~300人	936	(951)	11	(16)	9	(6)	6	(5)	3	(3)	1	(1)	0	(0)	30	(31)	966	(982)
31.0300	96.9%	(96.8%)	1.1%	(1.6%)	0.9%	(0.6%)	0.6%	(0.5%)	0.3%	(0.3%)	0.1%	(0.1%)	0.0%	(0.0%)	3.1%	(3.2%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	57	(65)	3	(7)	2	(1)	4	(4)	0	(0)	0	(0)	1	(1)	10	(13)	67	(78)
301 7 Ø工	85.1%	(83.3%)	4.5%	(9.0%)	3.0%	(1.3%)	6.0%	(5.1%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)	1.5%	(1.3%)	14.9%	(16.7%)	100.0%	(100.0%)

- ※()内は、令和5年6月1日現在の数値。
- ※「合計」は、表3-1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。
- ※ 本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の積み上げが100%とはならない場合がある。

表4-1 70歳までの就業確保措置の実施状況

(社、%)

				①70歳を	までの就業	確保措置身	施済み						_	
			定年	廃止	定年の	引上げ	げ 継続雇用制度 創業支援等措置の の導入 導入		②未実施		合計 (①+②)			
21人以上総計	790	(769)	86	(82)	71	(60)	633	(627)	0	(0)	1,450	(1,459)	2,240	(2,228)
21人以上和引	35.3%	(34.5%)	3.8%	(3.7%)	3.2%	(2.7%)	28.3%	(28.1%)	0.0%	(0.0%)	64.7%	(65.5%)	100.0%	(100.0%)
31人以上総計	564	(554)	52	(51)	46	(45)	466	(458)	0	(0)	1,058	(1,040)	1,622	(1,594)
31人以工秘引	34.8%	(34.8%)	3.2%	(3.2%)	2.8%	(2.8%)	28.7%	(28.7%)	0.0%	(0.0%)	65.2%	(65.2%)	100.0%	(100.0%)
21~300人	758	(736)	86	(82)	69	(58)	603	(596)	0	(0)	1,395	(1,395)	2,153	(2,131)
21~300人	35.2%	(34.5%)	4.0%	(3.8%)	3.2%	(2.7%)	28.0%	(28.0%)	0.0%	(0.0%)	64.8%	(65.5%)	100.0%	(100.0%)
21~30人	226	(215)	34	(31)	25	(15)	167	(169)	0	(0)	392	(419)	618	(634)
21~30人	36.6%	(33.9%)	5.5%	(4.9%)	4.0%	(2.4%)	27.0%	(26.7%)	0.0%	(0.0%)	63.4%	(66.1%)	100.0%	(100.0%)
31~300人	532	(521)	52	(51)	44	(43)	436	(427)	0	(0)	1,003	(976)	1,535	(1,497)
31300人	34.7%	(34.8%)	3.4%	(3.4%)	2.9%	(2.9%)	28.4%	(28.5%)	0.0%	(0.0%)	65.3%	(65.2%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	32	(33)	0	(0)	2	(2)	30	(31)	0	(0)	55	(64)	87	(97)
301人以上	36.8%	(34.0%)	0.0%	(0.0%)	2.3%	(2.1%)	34.5%	(32.0%)	0.0%	(0.0%)	63.2%	(66.0%)	100.0%	(100.0%)

^{※()}内は、令和5年6月1日現在の数値。ただし、「②未実施」については、令和5年表4一1における「②就業確保措置相当の措置実施」および「③その他未実施」の合算値。

表4-2 70歳までの就業確保措置の規模別・産業別実施状況

(%)

		1	実施済	企業割合		2	未実施1	企業割合	(7
	合 計	35.39	%	(34.5%	6)	64.7	%	(65.59	%)
	21~30人	36.69	%	(33.9%)		63.4%		(66.1%)	
	31~50人	36.1%		(37.5%	6)	63.9	%	(62.59	%)
規 模	51~100人	35.59	%	(34.49	6)	64.5	%	(65.69	%)
候 別	101~300人	29.79	%	(29.4%	6)	70.3	%	(70.69	%)
,,,	301~500人	31.39	%	(29.8%	6)	68.8	%	(70.29	%)
	501~1,000人	48.39	%	(40.6%	6)	51.7	%	(59.49	%)
	1,001人以上	30.09	%	(37.5%	6)	70.0	%	(62.59	%)
		21人以	上	31人以	上	21人以	上	31人以	上
	合 計	35.3%	(34.5%)	34.8%	(34.8%)	64.7%	(65.5%)	65.2%	(65.2%)
	農、林、漁業	37.7%	(42.3%)	33.3%	(39.6%)	62.3%	(57.7%)	66.7%	(60.4%)
	鉱業、採石業、砂利採取業	50.0%	(50.0%)	66.7%	(66.7%)	50.0%	(50.0%)	33.3%	(33.3%)
	建設業	44.6%	(40.3%)	47.9%	(42.6%)	55.4%	(59.7%)	52.1%	(57.4%)
	製造業	29.9%	(29.4%)	28.0%	(26.7%)	70.1%	(70.6%)	72.0%	(73.3%
	電気・ガス・熱供給・水道業	57.1%	(40.0%)	60.0%	(50.0%)	42.9%	(60.0%)	40.0%	(50.0%
	情報通信業	13.5%	(20.6%)	11.8%	(15.6%)	86.5%	(79.4%)	88.2%	(84.4%
	運輸、郵便業	43.3%	(41.9%)	41.9%	(45.2%)	56.7%	(58.1%)	58.1%	(54.8%
産	卸売業、小売業	29.2%	(28.6%)	29.2%	(27.7%)	70.8%	(71.4%)	70.8%	(72.3%
· 業 別	金融業、保険業	6.7%	(21.4%)	7.1%	(21.4%)	93.3%	(78.6%)	92.9%	(78.6%
,,,	不動産業、物品賃貸業	28.9%	(23.5%)	26.9%	(18.2%)	71.1%	(76.5%)	73.1%	(81.8%
	学術研究、専門・技術サービス業	33.3%	(25.0%)	34.4%	(26.9%)	66.7%	(75.0%)	65.6%	(73.1%
	宿泊業、飲食サービス業	36.1%	(39.1%)	40.0%	(40.8%)	63.9%	(60.9%)	60.0%	(59.2%
	生活関連サービス業、娯楽業	42.6%	(40.0%)	46.2%	(41.5%)	57.4%	(60.0%)	53.8%	(58.5%
	教育、学習支援業	27.0%	(30.0%)	26.8%	(33.3%)	73.0%	(70.0%)	73.2%	(66.7%
	医療、福祉	38.6%	(37.9%)	38.3%	(38.9%)	61.4%	(62.1%)	61.7%	(61.1%)
	複合サービス事業	14.3%	(15.4%)	18.2%	(19.0%)	85.7%	(84.6%)	81.8%	(81.0%)
	サービス業(他に分類されないもの)	41.1%	(38.9%)	40.2%	(40.8%)	58.9%	(61.1%)	59.8%	(59.2%)
	その他	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%

^{※()}内は、令和5年6月1日現在の数値。

^{※「}①70歳までの就業確保措置実施済み」とは、法令の定めに基づいた適正な手続きを経て、定年制の廃止、定年の引上げ、継続雇用制度もしくは創業支援等措置の導入のいずれかの措置を講ずることにより、70歳までの就業機会の確保を実施している場合を指す。なお、「定年の引上げ」は70歳以上の定年の定めを設けている企業を、「継続雇用制度の導入」は定年年齢は70歳未満だが継続雇用制度の上限年齢を70歳以上としている企業を、「創業支援等措置の導入」は定年年齢及び継続雇用制度の上限年齢は70歳未満だが創業支援等措置の上限年齢を70歳以上としている企業を、それぞれ計上している。

[※] 本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の積み上げが100%とはならない場合がある。

表5 企業における定年制の状況

(社、%)

								1		
			Г	5	定年制あり 			65歳以上定年合計 (定年制の廃止を含む)	報告した全ての企業	
	定年制の廃止	60歳未満	60歳	61歳~64歳	65歳	66~69歳	70歳以上	(化一时00%正正日日)		
21人以上	86 (82)	0 (0)	1,335 (1,382)	53 (54)	640 (593)	55 (57)	71 (60)	852 (792)	2,240 (2,228)	
総計	3.8% (3.7%)	0.0% (0.0%)	59.6% (62.0%)	2.4% (2.4%)	28.6% (26.6%)	2.5% (2.6%)	3.2% (2.7%)	38.0% (35.5%)	100.0% (100.0%)	
31人以上	52 (51)	0 (0)	992 (1,017)	41 (43)	453 (402)	38 (36)	46 (45)	589 (534)	1,622 (1,594)	
総計	3.2% (3.2%)	0.0% (0.0%)	61.2% (63.8%)	2.5% (2.7%)	27.9% (25.2%)	2.3% (2.3%)	2.8% (2.8%)	36.3% (33.5%)	100.0% (100.0%)	
21~300人	86 (82)	0 (0)	1,273 (1,308)	48 (50)	622 (576)	55 (57)	69 (58)	832 (773)	2,153 (2,131)	
21.0300	4.0% (3.8%)	0.0% (0.0%)	59.1% (61.4%)	2.2% (2.3%)	28.9% (27.0%)	2.6% (2.7%)	3.2% (2.7%)	38.6% (36.3%)	100.0% (100.0%)	
21~30人	34 (31)	0 (0)	343 (365)	12 (11)	187 (191)	17 (21)	25 (15)	263 (258)	618 (634)	
21,030%	5.5% (4.9%)	0.0% (0.0%)	55.5% (57.6%)	1.9% (1.7%)	30.3% (30.1%)	2.8% (3.3%)	4.0% (2.4%)	42.6% (40.7%)	100.0% (100.0%)	
31~300人	52 (51)	0 (0)	930 (943)	36 (39)	435 (385)	38 (36)	44 (43)	569 (515)	1,535 (1,497)	
31.0300	3.4% (3.4%)	0.0% (0.0%)	60.6% (63.0%)	2.3% (2.6%)	28.3% (25.7%)	2.5% (2.4%)	2.9% (2.9%)	37.1% (34.4%)	100.0% (100.0%)	
301人以上	0 (0)	0 (0)	62 (74)	5 (4)	18 (17)	0 (0)	2 (2)	20 (19)	87 (97)	
301人以工	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	71.3% (76.3%)	5.7% (4.1%)	20.7% (17.5%)	0.0% (0.0%)	2.3% (2.1%)	23.0% (19.6%)	100.0% (100.0%)	

^{※()}内は、令和5年6月1日現在の数値。

表6 経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況

	企業数(社)	基準を適用でき る年齢に到達し た者の総数 (人)		継続雇用終了者数 満雇用の更新を希望しない (基準に該当し引き続き継続雇 者) 用された者) 継続雇用終了者数 (基準に該当しない							
経過措置適用企業で基準適 用年齢到達者(64歳)がいる企 業	73	219	6	2.7%	(4.9%)	211	96.3%	(95.1%)	2	0.9%	(0.0%)
うち女性	39	73	1	1.4%	(1.1%)	71	97.3%	(98.9%)	1	1.4%	(0.0%)

^{※()}内は、令和5年6月1日現在の数値(経過措置の基準適用年齢は64歳)。

^{※「65}歳以上定年」の企業数は、表3-1の「①定年制の廃止」と「②定年の引上げ」を合計した数値に対応している。

^{※「}報告した全ての企業」の企業数は、表1の「合計」に対応している。

[※] 本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の積み上げが100%とはならない場合がある。

[※] 本集計は、令和5年6月1日から令和6年5月31日に経過措置適用企業において基準適用年齢に到達した者について集計している。

[※] 本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の積み上げが100%とはならない場合がある。

表7 都道府県別の状況

(社、%)

			I	(在、%)						
		·した D企業		保措置 企業割合	就業確	までの 発 発 発 発 発 発 関 で 変 表 で で で の で の で の で の で り で り で り で り の り の				
島根	1,414	(1,400)	99.9%	(99.9%)	44.6%	(42.4%)				
岩手	2,482	(2,506)	100.0%	(100.0%)	42.2%	(39.5%)				
大分	2,259	(2,187)	100.0%	(100.0%)	41.8%	(42.0%)				
青森	2,533	(2,602)	100.0%	(100.0%)	41.2%	(38.2%)				
鹿児島	3,108	(3,176)	99.9%	(99.9%)	39.9%	(37.4%)				
佐賀	1,694	(1,654)	99.9%	(99.9%)	39.0%	(36.5%)				
北海道	9,329	(9,316)	99.9%	(99.9%)	38.9%	(35.6%)				
千葉	6,922	(6,912)	99.9%	(99.8%)	38.5%	(35.9%)				
宮城	3,748	(3,838)	99.9%	(99.7%)	38.4%	(35.3%)				
茨城	4,258	(4,191)	99.9%	(99.9%)	37.6%	(36.9%)				
香川	2,081	(2,060)	100.0%	(100.0%)	37.6%	(36.0%)				
福島	3,599	(3,596)	99.9%	(99.7%)	37.3%	(34.4%)				
奈良	1,623	(1,638)	100.0%	(100.0%)	36.9%	(35.3%)				
埼玉	8,523	(8,698)	99.9%	(99.9%)	36.7%	(33.4%)				
長野	4,010	(3,967)	99.9%	(99.9%)	36.2%	(33.9%)				
山形	2,277	(2,292)	100.0%	(99.9%)	36.2%	(32.1%)				
三重	3,150	(3,108)	100.0%	(100.0%)	36.0%	(34.2%)				
岐阜	4,037	(4,069)	100.0%	(100.0%)	35.9%	(33.5%)				
徳島	1,246	(1,296)	100.0%	(100.0%)	35.6%	(34.0%)				
宮崎	2,240	(2,228)	99.9%	(99.9%)	35.3%	(34.5%)				
栃木	3,389	(3,343)	99.9%	(99.8%)	35.2%	(33.2%)				
秋田	2,024	(2,040)	100.0%	(99.9%)	34.9%	(34.3%)				
福井	1,851	(1,845)	100.0%	(100.0%)	34.3%	(31.8%)				
岡山	3,581	(3,492)	99.9%	(99.9%)	34.2%	(31.8%)				
群馬	4,072	(4,036)	100.0%	(100.0%)	34.0%	(31.8%)				
愛媛	2,653	(2,664)	99.9%	(99.7%)	32.9%	(27.8%)				
愛知	14,164	(14,110)	100.0%	(100.0%)	32.6%	(30.5%)				
静岡	7,113	(7,036)	99.8%	(99.8%)	32.6%	(30.3%)				
福岡	9,611	(9,629)	99.9%	(99.9%)	32.5%	(30.6%)				
山口	2,432	(2,425)	100.0%	(100.0%)	32.2%	(30.6%)				
滋賀	2,205	(2,218)	99.9%	(99.8%)	31.9%	(29.8%)				
石川	2,556	(2,651)	99.9%	(99.6%)	31.7%	(30.1%)				
高知	1,377	(1,364)	100.0%	(100.0%)	31.5%	(28.4%)				
和歌山	1,644	(1,630)	99.7%	(100.0%)	31.4%	(28.2%)				
熊本	3,331	(3,358)	99.9%	(99.9%)	31.0%	(28.6%)				
鳥取	1,124	(1,172)	99.8%	(99.9%)	30.6%	(29.7%)				
山梨	1,541	(1,537)	99.7%	(99.9%)	30.0%	(27.8%)				
神奈川	11,145	(11,110)	99.9%	(99.9%)	29.9%	(27.8%)				
沖縄	2,972	(2,974)	99.7%	(99.4%)	29.2%	(26.7%)				
広島	5,468	(5,498)	99.9%	(99.9%)	29.1%	(26.8%)				
兵庫	7,993	(7,817)	99.8%	(99.9%)	28.8%	(26.0%)				
長崎	2,604	(2,662)	99.8%	(99.7%)	28.3%	(27.4%)				
新潟	4,568	(4,694)	100.0%	(100.0%)	28.1%	(26.6%)				
大阪	18,753	(18,904)	99.9%	(99.9%)	28.1%	(25.7%)				
京都	4,530	(4,507)	99.9%	(99.8%)	26.3%	(25.3%)				
富山	2,453	(2,451)	100.0%	(99.8%)	26.0%	(24.7%)				
東京	41,365	(41,105)	99.9%	(100.0%)	25.2%	(23.4%)				
全国計	237,052	(237,006)	99.9%	(99.9%)	31.9%	(29.7%)				

^{※()}内は、令和5年6月1日現在の数値。

[※] 本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、本表の「雇用確保措置実施済企業割合」については、小数 第2位以下を四捨五入することで100%となる場合は、小数点第2位以下を切り捨てとしている。

^{※「70}歳までの就業確保措置実施済企業割合」の全国計は表4-1の「①70歳までの就業確保措置実施済み」に対応している。